

【事案Ⅴ－１】割戻金請求

・ 2025 年 3 月 4 日 裁定打ち切り

＜事案の概要＞

申立人は、1994 年 6 月を責任開始日とする 30 年満期の火災共済に加入しており、2024 年に当該契約の未払の割戻金の支払を求めたところ、担当者より「既払記録があるため支払うことができない」と言われ、これを不服として裁定の申立てをしたもの。

＜申立人の主張＞

1. 申立ての趣旨

「被申立人は、1996 年から 2006 年までの火災共済の未払割戻金を申立人に支払え」との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 被申立人側に、申立人の割戻金にかかる 1996～2006 年の支払い記録が残っており、支払はできないと伝えられた。
- (2) 被申立人に対し領収書の開示を求めたが、1996 年分のみが保管されており、残りは保管場所の災害罹災により逸失したとの報告を受けた。領収書には申立人が書いた覚えのない署名があったが、被申立人はこれをもって支払っていると主張した。
- (3) 毎年の割戻金の支払いに同意していないと伝え、当時の契約書の控えを提出するように求めたが、ないとのことであった。また、割戻金の支払通知ハガキや割戻金の支払は一度も受け取っておらず、何一つ納得できること説明がない。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との裁定判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 申立人の「①申立人は毎年の割戻金の支払いに同意していない」、「②申立人は割戻金の支払いを一度も受けていない」、との主張は、以下のとおり否認し争う。
 - ① 申立人は、共済契約申込書の「割戻金据置特約」欄について、「しない」欄に丸印を手書きしており、「申立人は毎年の割戻金の支払いの同意していない」との主張はあたらない。
 - ② 少なくとも、申立人が 1996 年に割戻金を受領して署名・押印したことは自署筆跡からも明らかである。また、申立人が初回の割戻金の支払いを受けていたにもかかわらず、その後の支払いを受けていないというのは不自然というほかない。仮に申立人に対して各年の割戻金の支払いがなされていなければ、申立人は「去年は支払いがあったのに何故今年は支払いがないのか」と速やかに不服を述べるはずで

あるのに、そのような不服を述べた形跡は残っていない。
(2) したがって、申立人の主張はあたらない。

<裁定の概要>

本件について裁定を行うためには、当事者の主張が対立している争点（①申立人の記入・署名・押印であると主張する火災共済契約申込書の真偽、②申立人の署名・押印であると主張する割戻金等領収書の真偽、③割戻金が実際に申立人に支払われたのかどうか等）について認定を行う必要がある。

しかしながら、当審議会においては、上記の争点について適切な事実認定を行うことは著しく困難であると判断し、裁定手続規則第 16 条第十号に該当するものであり、同第 30 条第 1 項第二号により裁定手続を終了した。